

が早急に必要とされている等、保安林の整備に対する国民の要請が強まっています。

政府におきましては、このような保安林に係る諸情勢の変化等にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能を確保するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、指定の目的に即して機能していない保安林を特定保安林として指定することができます。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画において、その区域内の特に整備を必要とする森林を要整備森林として定め、実施すべき造林等の施業の方法及び時期等を定めなければならぬこととしております。

第二に、都道府県知事は、要整備森林またはその立木に関する権利の移転等の協議に関する勧告を行うことができるることとしております。

第三に、都道府県知事は、要整備森林計画に定められた木の伐採の許可は要しないこととしております。

第四に、要整備森林について地域森林計画に定められた木の伐採の許可は要しないこととしております。

第五に、以上の措置を講じた上で、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長することとしております。

国又林野は、我が国の森林面積の三割、国土面積の二割を占め、林産物の計画的、持続的な供給、国土保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮、農山村地域振興への寄与等そのときどきの国

民の要請に応じつつ、社会経済上重要な役割を果たしてまいりました。

近年、都市化の進展、経済社会の安定化等に伴い、緑資源の確保に対する国民的要請が一段と強まっておりますが、特に森林の造成にみずから参加し、あるいは林業に対する投資を通じて森林造成に協力したいという機運が国民の間に高まっています。

一方、国有林野の資源の現況を見ますと、特に人工林において、いまだ生育途上にある三十年生以下の中には、地域森林計画において、その区域内の特に整備を必要とする森林を要整備森林として育林に多額の費用を必要とする状況にあります。

政府におきましては、このような情勢に対処して、国有林の参加による国有林野の整備を促進するとともに、あわせて、生育途上にある人工林の育成のための資金の確保にも資するという観点から、今回、国有林野に分収育林制度を導入することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、国有林野について、

第二に、農林水産大臣は、国有林野について、

第三に、農林水産大臣は、国有林野について、

第四に、農林水産大臣は、国有林野について、

第五に、農林水産大臣は、国有林野について、

第六に、農林水産大臣は、国有林野について、

第七に、農林水産大臣は、国有林野について、

第八に、農林水産大臣は、国有林野について、

第九に、農林水産大臣は、国有林野について、

第十に、農林水産大臣は、国有林野について、

第十一に、農林水産大臣は、国有林野について、

法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野事業は、昭和二十一年以来特別会計により企業的に運営されております。この間、それが時代における社会的、経済的要請にこたえて、林産物の計画的、持続的な供給、国土の保全等の公益的機能の發揮、地域振興への寄与等の使命を果たしてまいりました。このような中で、国有林野事業の経営構造が悪化傾向をたどるに至ったため、昭和五十三年度以降、国有林野事業改善特別措置法に基づき、昭和七十二年度までに経営健全性を確立するという目標のもとに、改善計画に即してその改善を進めてきたところであります。

しかしながら、その後の国有林野事業をめぐる情勢を見ますと、諸経費の節減等により、その改善について一定の成果を上げたものの、木材価格の下落、低迷等により国有林野事業の財務事情は一層悪化するに至りました。このような情勢のもとに、臨時行政調査会、林政審議会の答申等を踏まえ検討を行った結果、改善措置の一層の拡充、強化が必要であると判断されるに至り、その改善措置の一環としてこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現在、昭和五十三年度以降十年間となつております改善期間を、昭和五十九年度以降十年間に改め、この間にについて新たな改善計画を定めることといたします。

第二に、今後急増することが見込まれる退職手当の財源に充てるため、借入金をすることができるようになるとともに、その利子の財源に充てるため、一般会計から所要の繰り入れを行うことができる」といたしております。

第三に、分収育林契約の内容、存続期間、解除等について所要の規定の整備を行うこととしておりま

す。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容

であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

ります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

ります。

○阿部委員長 引き続き、各案について順次補足説明を聽取いたします。秋山林野庁長官。

○秋山政府委員 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、保安林整備計画の計画事項の整備であります。

特定保安林を計画的に指定するため、農林水産大臣が定める保安林整備計画の計画事項として、特定期限内に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要のある森林、すなわち

農林水産大臣は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林で、その区域内に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要のある森林、すなわち

農林水産大臣は、森林法の規定に基づき、要整備森林があるものを、都道府県知事と協議の上、特定保安林として指定することができます。

また、地域森林計画を立てる場合も同様としております。

都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画を変更し、当該保安林が指定の目的に即して機能することを確保することを旨と

して、要整備森林の所在、実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期等を追加して定めなければならないこととしております。

また、地域森林計画を立てる場合も同様としております。

都道府県知事は、森林法の規定に基づき、要整備森林について地域森林計画に従って施業すべき

旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないときは、その者に対し、都道

府県知事の指定する者と要整備森林またはその立

て、この木材利用拡大を促進するような方法まで取り入れてやつてしまつておるわけでございまして、さらに予算面では、特に最近は間伐材等も多くなつてゐる関係もございまして、木材利用技術の開発普及、さらには流通の近代化というふうなことをするために、流通加工施設の整備拡充ということをよろしくお願いいたします。現在なかなか木材関連産業は厳しい中でございまして、五十七年、五十八年におきましては、これから木材に見合つた形で木材産業の再編整備ということで進めてまいつておるわけでございまます。が、さらに私ども、今後はその木材の関連産業を、特定の地域を拠点として生産流通を合理化するような形でこれを進めてまいらうと思っております。

少し伺つてみたいと思うのであります。私は、過去六年間自民党的木造住宅議員連盟の事務局長をやつてきました。そこで木材需要の拡大という観点から何か寄与できないかということで寄与してきた結果、いろいろなことが私はできたと思つております。例えば從来耐火住宅でなければ公営住宅には補助金がつきませんでしたが、木造の公営住宅にも補助金がつくよう改めさせた。あるいは、今全国でかなり普及をしてまいりましたが、間伐が進まないということで間伐材を何とか需要を喚起しようということで、今全国で、建設省にも話しまして、道路工事をやるときここから先入るなという鞍馬がありますが、あの鞍馬を間伐材でやつてもらったり、あるいは北陸地建でも東北地建でも、特に木材都市の能代でもやつておりますが、防雪さくを間伐材で今やつておりますが、

震に弱いということもあります。しかし、過去の各地震で見てまいりますと、一定の重量においては木造よりコンクリートの建物の方が強いというデータもございます。居住性の問題におきましても、日本のような湿度の高いところではむしろ木材がいいとか、いろいろござりますが、そういう面での理解が必ずしも十分でございませんので、これまでも日本型住生活研究会等を通じましてそういうものを研究した結果をP.R.するというようなこともあります。

それから今度は、具体的に需要拡大をするための建設促進につきましては年々とふえてまいっておりますし、それから三階建ての木造住宅の

例えばスイスとかオーストリアに見られるように、道路の案内板なんというものはほとんどが丸太であります。ああいうもので美しい屋外広告をつくってくれれば建設省では道路占用を意欲的に許可をしてもいい、こういうことを言っておりました。また、幼稚園や保育園や小学校など、いうものはむしろ木造の校舎で、廊下なんかは子供にとっては木造の廊下の方がずっと骨や体育の発達のためにいいという医学的な実験結果もあります。なぜそういうものを、たかだか二階や三階建ての建物を鉄筋コンクリートにしなければいけないか、ということを、文部省や何かとよく相談してみると必要があるのじゃないか。あるいは、木材業者が首をつる寸前だと言つて議会で決議をしている地方議員の宿舎なんかを、木造でやらないで鉄筋つつくっている県がたくさんあるわけですね。議会で

という面から、従来どちらかと申しますと消費者の方々に木材の利用をより一層理解してもらいための推進体制がおくれておりましたので、新たにそういう木材の普及、啓発、展示を行うための木材利用促進体制整備事業ということを進めると同時に、さらには日本住宅・木材技術センター等におきましての技術開発等を進めてまいる。さらには、これから木造住宅を生産するに当たりましては、プレカット方式によりまして合理的な生産確保の体制をつくることが極めて重要でございまして、その上で、そういう意味で木質住宅材の流通を高度化する事業等も進めてまいりたい。一方におきまし

す。それから静岡の掛川の駅前広場のところには、本造のれんがを広場に敷き詰めているなど、かなり新しい試みを進めてきたつもりであります。これは、しかし残念ながら林野庁のベースで需要拡大したのではなくて、林野庁以外のベースでやってきたわけであります。

こういう問題について、林野庁、需要拡大という観点から何か新しい考え方をお持ちかどうか、まずその点について伺いたいと思います。

○秋山政府委員 木材需要の拡大のためには、私ども、今先生御指摘ございましたが、木材関連産業あるいは住宅産業等をより振興させるために

建設促進につきましては、簡易構造設計基準といふのを建設者の方と連携をとりながら、これが応実行を見ておるわけでございます。したがいまして、そういうものがこれから具体的な需要过大につながってまいつておると思います。

それから、最近は集成材が大分発達しておりますので、大断面の構造用の集成材を用いた大規模の体育館等の建設につきましては、從来十三メートルという制限がございましたが、これを緩和するとかいうようなことで、体育館とかあるいはロッジとか、その他にこれが積極的に使われ出しております。

泊まる宿舎ぐらいは木造でつくつたらどうか。五階も十階も建てるわけじゃありませんから、せいぜい二階か三階なんですから、そういうこともありまするだらう。あるいは、営林署も含めてありまするが、林野庁や営林局をやれとは必ずしも言いませんが、出先の営林署や事務所などというのは、まず隗から始めよで、なせ木造でやらないのか。ほとんどが鉄筋で、最近若干出てきましたけれども、それも申しわけ程度にやつているだけですね。以下、農林省関係の出先機関を見ても同じじとが言えるし、国や地方公共団体の出先機関で何とも言ひこなしてもらへよ。ところは木造で

○野田山委員 今長官が言われましたが、私は、この苦況打開のために需要拡大もやらなければいかぬし、国産材の振興にも意を用いてもらわなければいかぬ。あるいは企業体質の改善ということとも意欲的にやつてもらわなければいかぬと思いまます。

は、やはり隣接行政機関特に測量係をはじめ多くの仲間の関係の省庁と連携をとりながら進めてまいっておきおるところでございますが、特にこの二、三 年木材需要の停滞にかんがみまして、まずは木材そのものの理解が一般の方々にされてない面がござります。例えば木材が火に弱いとかいうふうなことがございますが、これは御承知のとおり、木材自身は一定の、例えば三十分で十八ミリ燃えきりますとあとは黒くなつて中の材を保護するというようなこともありますし、知恵を絞りますと耐火性の住宅ができるわけでございます。また一方、地

つきましては、もちろん建設省と共管でございまして、建設省が主導的立場を取らなければならぬとおもふのであります。そこでこの日本住宅・木材技術センターで技術開発をすると同時に、さらにこれからも関連の省庁と十分連携をとりながら進めてまいりたい、かう考えておるところでございます。

○野呂田委員 今長官がおっしゃられたようなことはこれからもひとつ意欲的にやっていただきたいと思いますが、私は、需要拡大という観点から見れば、角度を変えればもつといっぱいあると申

いじやないか、こういうふうに考へないと、言葉だけでは需要は拡大しないと私は思うのです。そこで、林野庁 자체は営林署のようなものはで生きるとしても、大部分が各省の所管にわたる問題ですから、本当に木材不況というものを打開しようとするならば、ここで林野庁が首領をとつて、各省に木材需要拡大の各省連絡会議のようなものを設置して真剣に取り組んでいただきたい、私はこう思うのであります。が、この点について、きょうは大臣のかわりに政務次官が出ておられますから、本当に木材不況といふ問題を打開するには、何よりも、この点について、きよ

卷之三十一

震に弱いということござりますが、しかし、過ぎた各地震で見てまいりますと、一定の重量におきましての木材とコンクリートの建物ですと木材の方が強いというデータもござりますし、居住性の方の問題におきましても、日本のような湿度の高いところではむしろ木材がいいとか、いろいろござりますが、そういう面での理解が必ずしも十分でございませんので、これまでも日本型住生活研究会等を通じましてそういうものを研究した成果をP.R.するというようなことをやつております。それから今度は、具体的に需要拡大をするための方法として現在までやつておりますのを申上げますと、これは建設省と十分連携をとつておるわけでござりますが、まず木造住宅、公営住宅の建設促進につきましては年々とふえてまつてきておりますし、それから三階建ての木造住宅の建設促進につきましては、簡易構造設計基準といふのを建設省の方と連携をとりながら、これが一般応実行を見ておるわけでございます。したがいまして、そういうものがこれから具体的な需要拡大につながつてしまつておると思います。

それから、最近は集成材が大分発達しておりますので、大断面の構造用の集成材を用いた大規模構造の体育館等の建設につきましては、従来十三メートルという制限がございましたが、これを緩和するとかいうようなことで、体育館とかあるいはロッジとか、その他にこれが積極的に使われ出しております。

いずれにいたしましても、私ども、需要開拓なりにつきましては、もちろん建設省と共管でございまして、ところの日本住宅・木材技術センターで技術開発をすると同時に、さらにこれからも関連の省庁と十分連携をとりながら進めてまいりたい、かういうふうに考えておるところでございます。

○野田山委員 今長官がおっしゃられたようなことはこれからもひとつ意欲的にやつていただきたいと思いますが、私は、需要拡大という観点から見れば、角度を変えればもつといっぱいあると申

に、道路の案内板なんというものはほとんどが丸太であります。ああいうもので美しい屋外広告をつけなければ建設省では道路占用を意欲的に許可をしてもいい、こういうことを言っております。また、幼稚園や保育園や小学校などといふのはむしろ木造の校舎で、廊下なんかは子供にとつては木造の廊下の方がずっと骨や体育の発達のためにいいという医学的な実験結果もあります。なぜそういうものをたかだか二階や三階建ての建物を鉄筋コンクリートにしなければいけないかということを、文部省や何かとよく相談してみると必要があるのじやないか。あるいは、木材業者が首をつる寸前だと言つて議会で決議をしている地方議員の宿舎なんかを、木造でやらないで鉄筋でつくっている県がたくさんあるわけですね。議会でそういう決議をするぐらいならば、自分たちが泊まる宿舎ぐらいは木造でつくつたらどうか。五階も十階も建てるわけじやありませんから、せいぜい二階か三階なんですから、そういうこともあらう。あるいは、営林署も含めてであります。が、林野庁や営林局をやれとは必ずしも言いませんけれども、それも申しわけ程度にやつているだけですね。以下、農林省関係の出先機関を見ても同じじともが言えるし、国や地方公共団体の出先機関で何とも高層にしなくてもいいようなところは木造でいいじゃないか、こういうふうに考えないと、言葉だけでは需要は拡大しないと私は思うのです。

そこで、林野庁 자체は営林署のようなものはできるとしても、大部分が各省の所管にわたる問題ですから、本当に木材不況というものを打開しようとするならば、ここで林野庁が首頭をとつて、各省に木材需要拡大の各省連絡会議のようなものを設置して真剣に取り組んでいただきたい、私はこう思うのでありますが、この点についてきょうは大臣のかわりに政務次官が出ておられますか

第二章 会议题：集、行进与空间——“会”与“议”的结合

ら、政務次官の所見をひとつ伺つておきたいと思うのです。

○島村政府委員 大変すばらしい御提言だと思ひますし、私どもも鋭意検討させていただき、また参考にさせていただき、今後に處したいと思っております。

○野呂田委員 今政務次官から、賛成で検討したいということがありました。これは至急にやらないといかぬと思うのです。むしろ林野庁が遠慮しているのであります。建設省あたりは道路の鞍馬とかあるいは防雪さくとかあるいは舗道に木造れんがを使うとか、どんどんと積極的に、むしろ向こうが進めておるわけですね。案内板だつて、きれいなものつくつてくれれば道路占用を意欲的にやりますよ、こう言つておるわけですから、需要拡大を担当する林野庁がここでふんざりを締めて積極的にやってもらわなければいかぬ。

そこで、もう一回、林野行政の最高責任者である長官として、この問題についての決意のほどをひとつ伺つておきたいと思うのです。

○秋山政府委員 ただいま政務次官が申し上げましたとおり、この需要拡大をするに当たりまして、私どもがもちろん中心になるわけでございまして、私どもが利活用する分野でございますが、これを利活用する分野でございます建設省、文部省その他の関係省庁と十分連携をとつて、私どもがもちろん中心になるわけでございますが、これもやつてしまつたわけでございますが、まだ不十分な点が多々ございますので、ただいま御指摘の点につきましては、関係省庁で需要拡大のための会議につきまして今後検討させていただきます。

○野呂田委員 我々もできる限り応援をしますから、ぜひひとつ各省連絡會議の具体化を図つていただきたいと思います。これは要請をしておきます。

次に、今提案されました国有林野事業改善特別措置法の一部改正法案についてお伺いしたいのであります。

まず最初に、今回、改善期間を延長して抜本的に改善計画を見直さなければいけなかつた理由に

ついてお伺いしておきたいと思うのです。

○秋山政府委員 国有林野事業におきましては、

五十三年に国有林野事業改善特別措置法を成立させていただきまして、それに基づきまして国有林業各般にわたりまして鋭意改善努力を進めてまいりました。私どももとしては一定の成果は上げてまいつたというふうに理解をしておるわけでございますが、先般の林政審議会の答申でも述べられておりまますが、五十五年の秋以降の木材価格の低落あるいは低迷、さらには国有林の資源的な伐採量の制約がさらに強まつたというようなこと、また事業の能率の向上を鋭意努力してまいりましたが、まだこれが不十分であるというようなことがございまして、木材の需要は年々悪化を見ているわけでござります。

今後の国有林野事業の状況を見てまいりますと、伐採量がやはり落ちていくとともにございまして、年間相当急増することに伴うところの退職金の経費増、さらにはこれまで経営改善の特別措置法に入れる伸び悩みの問題あるいは退職者がこれから十歳間相当急増することに伴うところの退職金の経費増、さらにはこれまで経営改善の特別措置法に積みづきまして改善計画をやつておるわけでございますが、その間に借入金をいたしておりまして、累増した長期借入金の支払い利息あるいは償還金の増大というようなこともございまして、今後とも極めて厳しい事業の見通しとなつておるわけでござります。

そこで、このような情勢から見てまいりますと、現行の改善計画の抜本的な見直しと新たな政策展開なしには、昭和七十二年度までに国有林野事業の収支の均衡を回復することによりまして経営の健全性を確立することは極めて困難であると判断いたしまして、今回その改定を行つていただきたいと思います。これは要請をしておきます。

○野呂田委員 お話しのとおりだと思いますが、とで御審議いただいておるところでござります。

○野呂田委員 ぜひひとつこの計画を練る場合に、住宅戸数というものをもう少し、単なる過去

ずであります。それが思うようにいかないということが大きな理由となつてくると思うのです。そ

うすると、木材価格の低迷は需要拡大に大きく影

響されるわけであります。需要拡大ということに

なると、一番問題になるのは住宅戸数が幾らかと

いうことが大きなファクターになつてくると思う

것입니다が、しかば、この改善計画では住

宅建設戸数を計画期間内に幾らに見込んで成り立

つているのか、その点について伺いたいと思いま

す。

○秋山政府委員 私どもの木材価格の見通しにつきまして、住宅戸数を今後どうふうに見込むかというような試算は実はしてございません。過

去から現在におきますところの木材価格の上昇、それに見合う経済の伸び等の関連からいろいろ推定しますが、今後の住宅戸数が何とかというよう

な見通しは立ててございません。

○野呂田委員 そういうことであれば、皆さんのこの計画は残念ながら従来のトレンド計算で積み上げていると思うのです。そういう傾向は、トレンドはトレンドでありますけれども、これからもそういう重要なファクターの積み上げ作業をやつてトレンド計算を補正しないわけでありますから、やはり補正係数として当然住宅の建設戸数とか、そういう重要なファクターの積み上げ作業をやつてトレンド計算を補正しないと、どうしても計画にずれが出てくるのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょ

うか。

○秋山政府委員 現在の木材需要構造というものがここ四、五年相当変化してきているというふうな非常に難しい状況がございますし、建設省自身も住宅の長期見通し等につきましてなかなか長期にわたります見通し等もいただいておりませんので、私どもやはり過去から現在までのトレンドを踏まえ、また経済の伸び等を見通しながら幾つかの試算をしているというのが実態でございま

す。

そこで、このように見通しとなつておるわけでござります。

○野呂田委員 ぜひひとつこの計画を練る場合に、住宅戸数というものをもう少し、単なる過去

の傾向値を使うのではなくて、これから先の見通しですから、建設省とも相談しながら住宅戸数な

んか使って補正係数を使ってほしい、私はこういふうに要請しておきます。

その場合に私は大変大事だと思いますのは、世

界の先進国を見ますと、世帯数を住宅戸数が上回

つてしまつた国家、先進国は大体そういう格好に

あります。日本の場合は世帯当たりの住宅戸数というの

は一・〇八戸になつております。そういう場合に

は、大体世界の傾向として、住宅の新築戸数とい

うのは総人口の1%、こういうことで出ておりま

す。仮に日本が一億二千万の人口だとすれば百二

十万戸が限度であるということになるわけであり

ます。百十萬戸から百二十萬戸ぐらいがこれか

らの一つの傾向として客観的に言えると思う。

ただその場合に、私は住宅戸数だけを使って補

正しろということを今申し上げようとしているわ

けじやありません。自民党も大変強力に推し進め

ておりますのは、住宅のリフォームの関係をどう

見るかということです。今日日本の固有の事

情として外国の先進国と構造的に全く違う点は、

この点はぜひひとつ長官に意識していただきなけ

ればいかぬことだと思いますが、木造住宅で二十年

以上たつた戸数がもう一千万戸になんなんとして

いる。これが今政策を待ち、模様がえを待ち、修

理を待つておるわけでありまして、これが五十五

年は五兆円でありましたが、五十八年は大体八兆

円にならうとしております。一、二年後にはこれ

が十兆円市場になるわけでありまして、こうい

ことを考えれば、役所の見通しが新築戸数だけに

着目しているいろんな積み上げ作業をやつて、こうい

うことをしてトレンド計算をやつておるということは根

本的に誤りがある。これはむしろ建設省に指摘し

ておきたいのですが、そういうものをある

種の材料にして改善計画を積み上げるということ

は大変な狂いが出てくると私は思う。だから、こ

の改善計画をつくるに当たりましてそういう住宅のリフォームの要素というものをどういふうに

てきておりまして、森林造成にみずから参加するとか、あるいは林業に投資をしながら森林造成に積極的に参加していきたいというような方々も出てまいりておるわけであります。また、国有林の現在の森林資源の状況を見てまいりますと、まだ伐期に到達しない三十年生以下の森林が約八割を占めているような状態でございまして、この資源事情で最近伐採量は低下しておりますと、經營要化の一因にもなっておるわけでございます。

○野呂田委員 御案内のとおり日本の国土の七割が山でありますし、大部分が木でつくった家に住んでいるわけですから、日本ほど森林と国民の生活のきずなの深い国は少ないとと思うのです。したがつて、これからこの制度をたくましく前進させていくために、私は、全國民的な理解と協力を得る必要がある、国民に親しまれる国有林のイメージアップを図る必要があると思うのです。

ところで、今長官がおっしゃられたように伐材

おるわけでござります。やはり国民の皆さんのが一緒になって山づくりをするということでござりますので、それに合った立地条件、それから要望、さらにはその手続等も十分踏まえて実施が円滑にいくよう検討してまいりたい、かように考えておるところでござります。

い、かようになっております。
○野呂田委員 せつからくの新機軸でありますから、地元の振興とか地元の活性化に本当に寄与するような運営に努力をしていただきたいと思いま
す。

源の整備についての国民的要請にこたえると同時に、現在の国有林の資源事情を踏まえまして、生産途上の森林の段階におきまして収入も上げられ得るような方法を考えたわけでございまして、昨年民有林において育林分収制度を導入したわけでございますが、これが各地におきまして積極的に参加する方々も大分出でるようございまして、今申しましたような理由から、せひとも国有林についても国民の皆さんに御理解をいただきながら森林を造成するというような面からも、これを進めていますらうと思っておるわけでございます。

特に、今回考えております仕組みは、国有林の杉、ヒノキの二十一年生から三十年生くらいの中輪林の人工林につきまして、現在の評価額とこれから育林管理をするに必要な費用について一部を国民に負担してもらいまして、その樹木を共有をしていただく、そして伐採時に収益を持ち分にしまして分収するという制度でございます。

収入の対象となる五十年以上のものがたった八%しかない。逆に言えば三十年以下のものが八三%であって、収入の平準化という点から見ればこれは大変危機的な状況であるわけですね。こういう現状国有林会計を維持していくためには、収入の平準化ということが大きな問題になる。こういう面からも、この分収育林の制度というのは本当に真剣に育てていかないといろいろな意味でのパンクがややてくると私は思うわけです。そういうことをぜひ皆さんに強く御認識を賜つて、一生懸命やついていただき。と同時に、分収育林は将来どの程度に広めていくつもりなのか、その点について個々におきたいと思います。

○秋山政夫委員 分収育林を進める当たりましては、これを国民の皆さんに御理解いただくといふことになりますと、対象とする林分の立地条件と申しますが、その自然的な立地条件あるいはその地理的な立地条件等を踏まえながらこれを検討す

具体的に、私ども各営林局におきまして杉、ヒノキなどの人工林のうちの中輪級の人工林から多く公募によりまして契約の相手方を決めまして、これ対象林分の態様あるいは持ち分の割合、育林の手法、伐採時期等を定めて契約を締結する。契約の後におきましての今度は伐採までの保育管理はすべて国におきましてこれを行い、販売したときまして収益を分収する、そういう考え方でござります。

していかなければならぬと思ひますし、今先生御指摘のよう、長期的に見まして国有林野事業の自己収入の平進化、安定化ということを考えながらこの範囲あるいは規模を検討しなければならないこととございます。

これにつきまして、私ども五十九年度から実施するわけでございますが、まずは五十九年とおきまして、各営林局でそれぞれ、初めてでござりますので一ないし二ヵ所ぐらいに相なるうと申しますが、適地を選定しながら、さらには応募の状況を踏まえてこれは決めてまいりたいと思つて

秋山政府委員

る五十年以上のものがたった八分の二
と言えば三十年以下のものが八三%
の平準化という点から見ればこれ
の状況であるわけですね。こういう持
していくためには、収入の平準化
大きな問題になる。こういう面から
育林の制度というものは本当に真
ないといろいろな意味でのパンクを
私は思うわけです。そういうこと
強く御認識を賜つて、一生懸命や
と同時に、分収育林は将来どの程
つもりなのか、その点について個
思います。

分収育林を進めるに当たりまし
民の皆さんと御理解いただくとい

この育林分収を進めるに当たりましては、また都会の方々が山村に来て、山村の方々と都会の方々がお互いに交流し合う場も出てまいって、くるわけでござりますので、その場合におきましての地元の方々の意向も踏まえて地域の振興にも寄与し得るようなこと、また国有林野事業につきましての御理解を十分いただけるようなことも考へながら、また地場の資源を有効に活用するためにどういうふうに国有林が対応していくべきか、ということも十分検討して、地域の活性化に寄与できるような方法をこれからも検討してまいります。

○秋山政府委員 国有林野事業をこれまで管理運営してまいります過程におきまして、地元の、所在の市町村住民の方々と非常に密接な関係がございます。これまでも地元の市町村の地域の方々の経済振興あるいは生活の安定という面には十分配慮してきたところでありますけれども、今度の新しい育林分収の推進に当たりましても、私どもその点は十分踏まえていかなければならぬと思つております。今回の育林分収そのものが広く国民の参加を求めてまいりたいという考え方でござりますけれども、やはり地元の方々の意向ということを十分踏まえなければいかぬわけでござりますので、その実施に当たりましては、地元からの要望がある場合にはそれにこたえ得るような方法も併組みたいということで現在検討しておるわけでござります。

重要な公共機能を有しておるわけですけれども、
なかなかよく保安林の持つ機能、これは大変重要な
ものがあると思うのであります。今、保安林の指定
はちょうど国土面積の一割、我が国の森林面積
の三割に及ぶ七百七十六万ヘクタールに及んでお
ります。この果たしてきた成果は大変大きいと思
うのでありますけれども、しかし、ざっと考えて
みますと、まだまだ必要なところに指定漏れが大
分あるような気がいたします。今度のこういう改
正を契機に、必要な保安林の指定というものを至
急にやつていただきたい、漏れなくやつて国土の
公益機能を發揮するようなものにしていただきた
い、こう思うのであります。その点についての
所見を伺います。

○秋山政府委
所見を作り

発揮できるように措置してまいったわけでござりますが、ただいま先生御指摘ございましたが、最近の都市化の進展などに伴いましてさらにきめ細かい保安林の配備をしていかなければならぬというふうな要請がござります。と同時に、一部の保安林におきまして機能が低下している面が出ておりますので、これらのところに十分分配廃した一つの対応をこれからしてまいらなければならぬと思っておるわけでございます。

きめ細かい保安林の指定となりますと、これ国土保全上、土砂流出と申しますか、土砂防止と

いう面からの指定、また国土保全の中での資源の涵養という面からの指定、さらには最近、いわゆる住民の方々の保健の面から必要な保健保安林の指定と、いろいろの配備をこれからしていかなければならぬわけでございますが、これらにつきましては、十分そのニーズに合った、きめの細かい指定をこれからしていかなければならぬ、かよう

に考えておるところでございます。

○野呂田委員 私は、先ほど、漏れている保安林

を適正配置するようなことを急ぐべきだというお話をしましたが、今度はその逆であります。逆というよりは別の観点から物を言わなければいけぬのであります。今長官も触れたように、せつかく指定した保安林が大変機能が低下しちゃつて、八十九万ヘクタールもどうも低機能のまま放置されているという実態があるわけですね。これはやはりゆゆしき問題だと思うのですね。今回の

この措置でそういう低機能のまま放置されているものについて本当に保安林としての果たす役割を十分に發揮できるようなことになるのかどうか、その所見についてひとつ伺いたいと思います。

○秋山政府委員 指定しましめた保安林の機能の低

下が、最近の林業停滞と申しますか、あるいは林地の移動等によりまして出てまいりつておるわけでございます。

そこで、ただいま先生のお話に出てまいりました機能の低位の森林が八十九万ヘクタールというわけでございますが、これは私ども全国の森林につきまして機能の低位の森林を抽出調査によりまして推計したものでございまして、内訳は民有林が五十五万ヘクタール、国有林が三十四万ヘクタールといふような結果になつておるわけでございます。この機能の低位という中の森林を分析してまいりますと、亜高山地帯に存在する森林と申しますが、これらは現在以上になかなか機能が向上し得ないと申しますか、いわゆる森林限界地に近いところの森林と申しますのは現状を維持していくことが精いっぱいのところであります。これらについてはこれから積極的に施業をしていく対

象から外しているわけでございます。
それから、保安林の広い面積の中に点々とござります機能の低い林分というのは、全体的に見ますと大きな支障を及ぼさないということではあります。機能回復の措置をいたしまして考えておりますのは、崩壊地あたりは傾斜が急なところでございまして、森林所有者の森林施業によりましてこれを回復することが困難であるとかは、治山事業、水源林造成等によりまして対応していこうと思っておりますが、これが約二十二万ヘクタールぐらいあると見ております。

それから、そのほか森林所有者の森林施業によりまして機能が回復できると見ております森林、これが今回の法改正の特定保安林の中で地域森林計画によりまして要整備森林として造林その他の施業をなされるものでございまして、これらのものにつきましては今回御審議いただく制度改正によりまして機能回復を図つてまいりたい、かよう

に考へておるものでございます。
○野呂田委員 私たちは、本来ならば、今度のこの法律は、過去二回十カ年計画を改定してきてなおびたらしい機能低下の部分があるわけでありながら、本当は恒久法にしてこれを整備しても好ましいことだと考へておるわけでございます。ただ、これを今度広く一般に広げていくといふ場合におきましては、現在私どもいろいろと検討しているわけでございますが、受益の範囲の確定をどうするかという問題、それから受益の程度の定量的な把握をどうするかというような非常に難しい問題が実はござります。地域の事情に応じましてこれを助長していくことが望ましいと現在考へておるわけでございますが、これまでも林野廳におきましては、その森林の持つております公益的機能の計量化の方法であるとか、あるいは主

の基金を持つてそれに対処している。あるいは環境がナショナル・トラストの構想を持って同じあり方に資するような方法でさらに一層積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておると

私は大変遺憾だと思うのです。

今度の日本海中部地震において私はしみじみ感じたのですが、私の町の能代市は大変な津波に襲われましたが、この能代の海岸で津波被害から免れたのは、あそこに日本で誇り得るような保安林があつて、その一角だけはつがなかつたわけですね。はしなくも保安林の重要さというものは大変防災に役立つということが検証されたと私は思ひます。それだけに、保安林というものの整備を進めなければいけぬ、こう思うのです。

ところが、そういうものについて必ずしも国の予算も十全じゃないし、国民の理解と協力といふのもまだ乏しいと思うのです。

この点について林野庁としてはどうお考へか、まず長官から所見を伺いたいと思います。

○秋山政府委員 保安林の整備に対しまして、受益者によるところの費用負担あるいは地域の住民の方々の自主的な協力、参加によりましてその内容をよくしていくといふのは、私も基本的に非常に好ましいことだと考へておるわけでございます。ただ、これを今度広く一般に広げていくといふ場合におきましては、現在私どもいろいろと検討しているわけでございますが、受益の範囲の確定をどうするかという問題、それから受益の程度の定量的な把握をどうするかというような非常に難しい問題が実はござります。地域の事情に応じましてこれを助長していくことが望ましいと現在考へておるわけでございますが、これまでも林野

廳におきましては、その森林の持つております公益的機能の計量化の方法であるとか、あるいは主たるものは森林整備と公益的機能の増進効果の関連等、いろいろと技術的な調査につきましては、もう十年近く調査をしてまいりておるところ

でございますが、私どもさもなくば今後これらの検討を重ねてまいりまして、今後の保安林の整備管理のあり方に資するような方法でさらに一層積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておると

ころでございます。

○野呂田委員 最後に政務次官にお伺いしますが、私は今、イギリスのナショナル・トラストでも、これは人口に膚浅された制度ですが、保安林も含めた森林の買収等につきましてはナショナル・トラストがちゃんと機能しておるわけですね。が、私は今、イギリスのナショナル・トラストであります。機能の低い林分というのは、全体的に見ますと大きな支障を及ぼさないということではあります。機能回復の措置をいたしまして考えておりますのは、崩壊地あたりは傾斜が急なところでございまして、森林所有者の森林施業によりましてこれを回復することが困難であるとかは、治山事業、水源林造成等によりまして対応していこうと思っておりますが、これが約二十二万ヘクタールぐらいあると見ております。

それから、そのほか森林所有者の森林施業によりまして機能が回復できると見ております森林、これが今回の法改正の特定保安林の中で地域森林計画によりまして要整備森林として造林その他の施業をなされるものでございまして、これらのものにつきましては今回御審議いただく制度改正によりまして機能回復を図つてまいりたい、かよう

に考へておるものでございます。

○野呂田委員 私たちは、本来ならば、今度のこの法律は、過去二回十カ年計画を改定してきてなおびたらしい機能低下の部分があるわけでありながら、本当は恒久法にしてこれを整備しても好ましいことだと考へておるわけでございます。ただ、これを今度広く一般に広げていくといふ場合におきましては、現在私どもいろいろと検討しているわけでございますが、受益の範囲の確定をどうするかという問題、それから受益の程度の定量的な把握をどうするかというような非常に難しい問題が実はござります。地域の事情に応じましてこれを助長していくことが望ましいと現在考へておるわけでございますが、これまでも林野

廳におきましては、その森林の持つております公益的機能の計量化の方法であるとか、あるいは主たるものは森林整備と公益的機能の増進効果の関連等、いろいろと技術的な調査につきましては、もう十年近く調査をしてまいりておるところ

ては、林野庁の関係者その他とよく検討を進めてまいりたいと考えます。

○野呂田委員 ぜひひとつ前向きに検討して、近い将来に制度として発足できるようにお願いをして、質問を終わります。

○阿部委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております各案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

さよう決しました。参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔漁港施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）〕

〔第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。〕

〔第二条第三項を次のように改める。〕

〔この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用

又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。〕

一 沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

二 漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

第二条第四項中「又は水産業協同組合」を「水産業協同組合その他他當利を目的としない法人で政令で定めるもの」に改め、「及び」を削り、「施設で」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、

「五十万円」を「三十万円」に、「二十メートル」を「十五メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「漁港施設」を「漁業用施設」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

〔漁港施設〕を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

〔第六条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。〕

〔第七条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。〕

に改める。

第二十四条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円以上十万円」を「十万円以上三十万円」に改める。

第三条の規定は、特定保安林の指定の解除に

案を提出する理由である。

理 由

最近における沿岸漁場整備開発事業の進展等農林水産業の動向に鑑み、我が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設として沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、災害復旧事業費補助の対象とする一箇所の工事の費用の最低額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律を提起する理由である。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律
保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八
十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

〔第三条第一項の特定保安林の指定に関する事項〕

保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八
十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

〔第三条の見出しが「（全国森林計画の変更）」に改める。〕

第七条の次に次の四条を加える。

〔特定保安林の指定〕

第八条 農林水産大臣は、第二条第一項の保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能しないと認められる保安林（当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内に伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る）を特定保安林として指定することができる。

〔協議の効用〕

第十一条 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場

り、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請す

ることができる。

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除に

とするとときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域に森林法第五

条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている民有林があるときは、当該地

地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。

7 第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に森林法第五条の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森

林計画の対象となるものがあるときも、同様と

する。

8 第十条 都道府県知事は、要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

9 第十一条 その他の必要な事項

10 第十二条 施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場

については、その契約期間中は、なお従前の例による。
よる。

(森林法の一部改正)

第三条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四章の規定による部分林」を「第十条第一号に規定する分収林」に改める。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条に規定する部分林についての森林法の規定の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(分取林特別措置法の一部改正)

第五条 分取林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(部分林契約)」を削り、同条第二項中「であるもの」の下に「(国有林野法第十七条の二の契約を除く。)」を加え、同条第三項第「号中」「(部分林契約)」を削り、同項第二号中「契約」の下に「(国有林野法第十七条の二の契約を除く。)」を加える。

(林業基本法の一部改正)

第六条 林業基本法(昭和三十九年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「部分林の設定」を「分取造林契約の締結」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第七条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部分林契約」を「分取造林契約」に改める。

第八条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分取造林契約」に改める。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分取造林契約」に改める。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分取造林契約」に改める。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分取造林契約」に改める。

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。」に改める。

理由

最近における森林をめぐる諸情勢の変化及び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るため、国有林野に分

収育林制度を導入する等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十二年度」を「昭和六十八年度」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十九年度」に改める。

第三条の見出しを「事業施設費の一般会計からの繰入れ」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中「第五条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(退職手当に係る借入金等)

第三条を第五条とする。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中「第五条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(退職手当に係る借入金等)

第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野事業を行なう企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をするこ

とができる。

2 政府は、改善期間において、前項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定期的に改定する法律(昭和五十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分取造林契約」に改めるところにより、一般会計から事業勘定に入金をすることができる。

3 第一項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、あらためて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、あらためて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月十一日印刷

昭和五十九年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E